

# 鴻巣市ふるさと納税協力事業者募集要領

## 1 目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と「鴻巣市」の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた市外の方へ贈呈する記念品の提供に協力していただける事業者を募集します。

## 2 応募の要件

下記の要件に全て適合すること。

- (1) 本社、または事業所を市内に有する法人や個人
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等に鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。

※ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、記念品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

## 3 募集する記念品

以下のすべての要件を満たす商品・サービスであること

- ア 市内で生産、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。
- イ 鴻巣市の魅力を発信する商品・サービスであること
- ウ 全国各地に発送が可能で、かつ安全に送付することができるもの。
- エ 飲食物の場合は寄附者に到着後、5日程度の消費期限が保障されるもの。
- オ 数量的に安定供給が見込めるものであること。
- カ 市からの依頼後、速やかに記念品が発送できること。

※要件に適合しても、記念品が適当でないと認めた場合は、選定されない場合があります。

## 4 募集期間

随時募集しています。

## 5 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに鴻巣市役所市長政策室総合政策課まで提出してください。

- ①鴻巣市ふるさと納税記念品提案申込書（様式第1号）

※記念品の画像を電子データで提供してください。（CD-R等）

- ②事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

## 6 個人情報の保護

協力事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、鴻巣市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、記念品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## 7 その他留意事項

- (1) 積極的に鴻巣市の PR 等を行い、シティプロモーション活動に努めていただきます。
- (2) 協力事業者はあらかじめ申込みした記念品の変更・辞退をする場合や、記念品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとします。
- (3) 協力事業者は、記念品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。  
また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 市は、登録された事業者が本要領 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消すことがあります。
- (5) 市は、申込内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取消します。

## 8 申込み・問合せ先

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市役所 市長政策室総合政策課

TEL：048-541-1321

FAX：048-543-5480

Mail：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp